

住民基本台帳の閲覧状況をお知らせします

住民基本台帳法第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 12 項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第 3 条に基づき、次のとおり公表します。

令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日まで

閲覧年月日	閲覧者	閲覧の目的	閲覧の範囲
令和 7 年 5 月 19 日	株式会社サーベイリサーチ センター岡山事務所 【委託者:岡山県総合政策局政 策推進課】	「令和 7 年度県民満足度等調査」 の対象者抽出のため	浜中 6 件 新庄 6 件 新庄グリーンク レスト 6 件